

文 化 庁
平成25年2月

最近のユネスコにおける文化関連事業の動き

1. 世界遺産条約（1972年）

(1) 我が国推薦資産等

- ① 「武家の古都・鎌倉」及び「富士山」については、昨年8～9月にイコモス現地調査を終えた。今後、5月頃に予定されるイコモスからの評価を経て、6月下旬に開催されるユネスコ世界遺産委員会において登録の可否が審議される予定。
- ② 「富岡製糸場と絹産業遺産群」については、本年1月にユネスコ世界遺産センターへ正式版推薦書を提出済み。
- ③ 「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」が世界遺産暫定一覧表へ追加され、現在、世界遺産暫定一覧表の記載件数は、文化遺産13件である。

(2) 世界遺産条約採択40周年記念行事

① 世界遺産条約採択40周年記念最終会合

世界遺産関係省庁（外務省、文化庁、環境省、林野庁）主催（ユネスコ協力）
（2012年11月）

「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」のテーマの下、

- ・世界遺産の保護のための財源の確保、人材養成、成功事例等の共有
 - ・地域社会等の保護への参画
- 等の呼びかけがとりまとめられた。

② 世界遺産条約採択40周年記念富山会合

文化庁、富山県主催（2012年11月）

「遺産と持続可能な発展—理念から実践へ—」のテーマの下、

- ・持続可能な発展のため、地方政府・住民等、関係者における遺産保護のための人材育成が必要であること。
- ・人材育成の手法の開発にあたっては、世界遺産条約以外の枠組みによる成功事例等に留意すること。

等がとりまとめられた。

③ 世界遺産条約採択40周年記念姫路会合

文化庁、姫路市主催（2012年11月）

「遺産と社会—奈良ドキュメント20周年及びその後を見据えて」のテーマの下、

- ・動的な遺産の価値を考慮しつつ、どのように真実性を評価しうるか。
- ・真実性を確立する過程で、専門家とコミュニティの役割分担や参画の在り方をどうするか。

等を、今後更に議論を深めることがまとめられた。

2. 無形文化遺産保護条約（2003年）

2012年12月3日～7日、ユネスコ本部において第7回政府間委員会が開催され、我が国から提案していた「那智の田楽」について「代表一覧表」への「記載」が決定された。これにより、「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産は、21件となった。

3. 記憶遺産事業（1992年）

- 2012年3月に「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」の2点を推薦した結果が、本年6月頃に通知される予定。
- また、2015年の登録については、来年2014年の3月末の推薦締切に向けて、現在、記憶遺産選考委員会において、推薦物件の選定等を進められているところ。

4. ユネスコ・クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク関連

- これまでに、愛知県名古屋市（2008・デザイン）、兵庫県神戸市（2008・デザイン）、石川県金沢市（2009・クラフト&フォークアート）の3都市が加盟。
- 現在、静岡県浜松市（音楽）、新潟県新潟市（食文化）、山形県鶴岡市（食文化）、北海道札幌市（メディアアート）が、加盟申請にむけて準備を進めている。
- 国内においては、以下の施策を実施。
 - ・「創造都市ネットワーク日本」：国内外の創造都市間の連携・交流を促進し、創造都市の普及・発展を図ることを目的として、本年1月に設立。本ネットワークにおいては、今後、ユネスコ等国际的ネットワークとの連携を図っていく予定。
 - ・「東アジア文化都市」：東アジア域内の相互理解の促進、文化芸術の国際発信強化、文化芸術・創造産業・観光の振興等を目的に、日中韓3か国で選定した都市において、様々な文化芸術事業を実施するもの。2014年の開始に向けて、本年2月中に公募開始予定。

世界遺産条約採択40周年記念最終会合
「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」
(11月6日～8日、於：京都)

京都ビジョン（ポイント）

序文

- ・ 世界遺産と地域社会との関係は、世界遺産条約の中心であり、人口増加と開発圧力、グローバルな金融危機、気候変動など、現在世界が直面している課題に取り組む基礎を成す。

世界遺産条約の40年の成果

- ・ 世界遺産条約は、文化遺産と自然遺産の保存を一つの枠組みで実現していくための最も強力な手段の一つである。またこの条約は、人類共通の遺産としての世界遺産の重要性を強調し、遺産保護のための国際協力の促進を通じて、社会の結びつき、対話、寛容、文化的多様性と平和に大きく貢献している。
- ・ 世界遺産条約は、その歴史の中で、政策と運用を通じ、遺産保護のグローバルな標準を提供してきた。これまで遺産の保存に関わった全ての関係者に敬意を表するとともに、条約の将来に向け、次の世代を担う青年の役割が重要であることを認識する。
- ・ その一方で、開発による圧力や紛争、災害、さらに、世界遺産一覧表が真に世界の遺産をバランスよく反映しているかといったものまで、多くの課題が生じている。特に、開発途上国における遺産保護のための技術、人材、財源の決定的な不足を懸念する。

持続可能な地球と世界遺産の役割

- ・ 地球の持続可能性を如何に確保していくかが大きな課題である今日、そのために必要な変革を、ポスト2015年開発目標に反映させていかななくてはならない。
- ・ 人間を主役に据えた遺産の保存は、持続可能な開発及び、社会とそれを取り巻く環境との調和した関係を再構築するための重要な学習モデルとなり得る。社会と環境との相互作用の結果としての遺産は、持続可能な開発の論理の基礎である。これは「生物多様性戦略計画2011-2020」及び「愛知目標」など、関連の国際的政策にも強調されており、その達成は、文化・自然遺産にとって極めて有益である。
- ・ 文化・自然遺産の多様性を認識し、遺産から得られる利益を公平に共有することにより、他者との相互尊重が促進され、コミュニティに社会としての結びつきがもたらされる。

コミュニティの役割の重要性

- ・ 世界遺産条約履行のための戦略的目標に「5つめのC」¹としてコミュニティが掲げられているとおり、世界遺産の保護のためには、地域社会と先住民を含むコミュニティが

¹ 世界遺産条約履行のための戦略的目標「5つめのC」：「信用性の確保（Credibility）」、「保存活動（Conservation）」、「能力の構築（Capacity building）」、「意思の疎通（Communication）」、「コミュニティの活用（Community）」（2002年の世界遺産委員会で採択。5つめのC（コミュニティ）は、2007年の世界遺産委員会で追加された。）

重要な役割を果たしている。

- ・ 世界遺産条約が、その目的の一つとして、遺産に「社会（コミュニティ）生活における役割」を与えることを掲げている（第5条）ことから、コミュニティは遺産の保存・管理に十分に参画する必要がある。
- ・ 文化・生物多様性の尊重に基づく人々と遺産との強化された関係のみが、「我々の求める未来」の達成を可能とする。この関係は、様々な分野からの幅広い参加を得た遺産の保存へのアプローチにより成立する。世界遺産を管理していく上で、長期的な持続可能な開発の観点なしでは、世界遺産の「顕著で普遍的な価値」を守ることは困難である。
- ・ この観点から、文化・自然遺産から生じる利益は、遺産管理主体と専門家との協力を通じ、持続可能な開発の促進のため、コミュニティに公正に分配されなくてはならない。
- ・ この新しいアプローチと検討のためには、関係機関、政策決定者、遺産の実務関係者、コミュニティからネットワークに至るまで、あらゆるレベルの人材養成が必要である。特にコミュニティにおける人材養成は、遺産から生じる利益のコミュニティへの還元のために強化されなくてはならない。コミュニティは、また、災害や気候変動への対策を含む遺産の管理と保存活動に、全面的に参画すべきである。

行動への呼びかけ

- ・ このビジョンの実現に向け、京都会合の参加者は、国際社会に次の行動を起こすよう呼びかける。
 - グローバルな規模での財源の確保。
 - あらゆるレベルでの人材養成を含む、世界遺産と持続可能な開発の支援に向けた、コミュニティに関する経験、グッド・プラクティスと知識の共有。
 - 世界遺産への脅威に効果的に対応するための責任を分かち合い、その持続可能な開発と全体的利益のために貢献すること。
 - ポスト2015年開発目標の議論において、国際社会全体で、環境的、文化的、社会経済的ニーズを考慮し、世界遺産を考慮に入れること。
 - 世界遺産に関わる全ての関係者の協力と連携を強化し、また、遺産の保存保護が社会全体の持続可能な開発に資するよう、地域社会と先住民、専門家、青年を世界遺産への推薦段階から保存に参画させること。
 - 無形文化遺産、文化的・創造的産業など、世界遺産以外の領域を通じて、地域社会の持続性を確保すること。
 - 世界遺産条約締約国会議において採択された「戦略的行動計画2012-2022」を優先的に実施すること。

(了)

設立までの経緯

わが国における創造都市ネットワークの取組は、2008年2月（2007年度）に大阪市で行われた「創造都市ラウンドテーブル会議」が出発点になっています。この時の主催は都市文化創造機構と大阪市立大学都市研究プラザでした。翌年度の2008年10月には、同じく都市文化創造機構が主催し、「第2回創造都市ラウンドテーブル会議」が金沢市において開催されています。

2009年度からは文化庁の文化芸術創造都市推進事業の一環として、文化庁とNPO法人都市文化創造機構が主催する「創造都市ネットワーク会議」と「創造都市政策セミナー」を柱として進められるようになりました。これらの取組は開催都市（横浜市（2009、2010年度）、神戸市（2010年度）、浜松市（2011年度）、鶴岡市（2012年度））と連携して行われ、2011年度には32自治体から157名の参加を数えるようになっています。

また2011年度には上記の取組に加え、自治体担当者とアートNPO等を主な対象にした「文化芸術創造都市ブロック別会議」が文化庁事業の一環として行われました。札幌市、仙北市、横浜市、名古屋市、神戸市、岡山市、熊本市を開催都市として行われたこの会議には、58自治体から104人が参加しています。さらに2011年度からは「創造農村ワークショップ」が始まりました。これは農村部の自治体による独自のネットワークで、仙北市（2011年度）と篠山市（2012年度）が開催しました。

このような広がり背景下、2010年度の「創造都市ネットワーク会議」（於：神戸市）において「創造都市ネットワーク日本（仮称）の呼びかけ」が採択され、翌2011年度の同会議（於：文部科学省講堂）ではアジェンダ「創造都市ネットワーク日本（仮称）の設立に向けて」が採択されるに至りました。また文化庁の2011年度事業『文化芸術創造都市ネットワーク日本（仮称）』の在り方に関する調査研究において、「創造都市ネットワーク日本（仮称）」の枠組みが整理されたことを受けて、2012年度からは本格的な設立準備が発起幹事会、発起団体会議によって進められてきました。

創造都市ネットワーク (CCNJ) 幹事団体 横浜市 (代表)、神戸市、金沢市、鶴岡市、篠山市
お問い合わせ: CCNJ事務局 (横浜市文化観光局創造都市推進課)
TEL: 045-671-2278 / E-mail: bk-ccnj@city.yokohama.jp
公式ウェブサイト: <http://ccn-j.net/>



創造都市ネットワーク日本 Creative City Network of Japan (CCNJ)

参加の呼びかけ



CCNJ

呼びかけ

創造都市は、グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展した21世紀初頭に相応しい都市のあり方の一つであり、文化芸術と産業経済との創造性に富んだ都市として注目を集めています。産業空洞化と地域の荒廃に悩む欧米の都市では、1985年に始まる「欧州文化都市」事業など文化芸術の創造性を活かした再生の試みが成功を収め、それ以来、世界中で多数の都市において行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとにその取組が進められています。

ユネスコも、文化の多様性を保持するとともに、世界各地の文化産業が潜在的に有している可能性を都市間の連携により最大限に発揮させるための枠組みとして、2004年に「創造都市ネットワーク」事業を開始し、7つの分野で34都市が相互の交流を進めています。

我が国においては、文化庁が平成19年度より文化庁長官表彰〔文化芸術創造都市部門〕を創設して、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む自治体の表彰を始め、21地域22自治体を表彰しています。平成21年度には創造都市推進事業を開始して、そのネットワーク化を推進し、さらに平成22年度からは創造都市モデル事業によってその取組を支援しています。

我が国の創成・発展期にある創造都市の取組は、都市規模や取組主体、都市戦略目標等において多様性を示していますが、創造都市ネットワーク日本というプラットフォームの形成により、そうした多様性が結びつき、地域特性に根ざした多様な創造都市・農村間の相互発展に資することができます。

また、このネットワークが全国に広がってゆくことによって、長引く不況と大災害に直面した日本社会が地域から創造的に発展・再生する新たな活力をもたらすことが期待されます。

さらに、ユネスコ創造都市ネットワークのグローバルな展開にみるように、世界はすでに都市間ネットワークの時代に入っており、アジアにおいて平和で共生的な創造都市ネットワークを構築する礎となることも期待されます。

本ネットワークは当面、以下の活動を計画しています。

- (1) 創造都市ネットワーク会議の開催など、国内の創造都市間の連携・交流に関する活動。
- (2) 自治体職員やNPOなど創造都市の担い手の研修や人材育成を行う。
- (3) Webサイトの運営により、創造都市関連情報の提供・交流をすすめる。
- (4) 海外の創造都市との交流、国際ネットワークとの連携をすすめる。
- (5) 創造都市政策に関する調査研究、提言等を行う。

文化芸術の創造性を活かした発展や再生の取組をめざす多数の自治体や団体に本ネットワークへの参加を呼びかけます。

加盟団体一覧 (平成24年12月27日現在)

☆自治体（地方自治体コード順）

札幌市（北海道）、東川町（北海道）、八戸市（青森県）、仙北市（秋田県）、鶴岡市*（山形県）、中之条町（群馬県）、横浜市*（神奈川県）、新潟市（新潟県）、高岡市（富山県）、南砺市（富山県）、金沢市*（石川県）、木曾町（長野県）、可児市（岐阜県）、浜松市（静岡県）、舞鶴市（京都府）、神戸市*（兵庫県）、篠山市*（兵庫県）、鳥取県、高松市（香川県）

*印は発起幹事会

☆自治体以外の団体（五十音順）

一般財団法人 アーツエイド東北、NPO法人 DANCE BOX、NPO法人 都市文化創造機構、特定非営利活動法人 鳥の劇場、特定非営利活動法人 BEPPU PROJECT

文化庁長官からの応援メッセージ

文化庁は、都市や農村が自らの地に伝わる伝統や歴史、文化の価値を再認識し、それを最大限活用することで魅力ある街づくりを行っていくことが、日本全体の再生の鍵の一つになると考えています。

こうした考えから文化庁では、2007年度に文化庁長官表彰〔文化芸術創造都市部門〕を創設し、2009年度より創造都市推進事業、さらに翌2010年度より創造都市モデル事業を行うなど、各地で始まった「文化芸術創造都市」の取組を積極的に支援してきました。

このたび、これまでの様々な取組をまとめるものとして「創造都市ネットワーク日本」が立ち上がり、こうした動きが一層飛躍していくことは大変喜ばしい限りです。

今後とも、文化庁としてこのネットワークの拡大、深化、継続のためにできる限りの支援をして参りますので、皆様方の取組の一層の発展を期待致します。

文化庁長官 近藤 誠一



「東アジア文化都市」の開催

目的

日中韓3か国において、文化芸術による今後の発展を目指す都市を選定し、その都市において、日中韓をはじめとしたアジアの文化芸術イベント等を実施。文化芸術の交流から生まれる新たな文化芸術の創造や域内の芸術水準の向上を図るとともに、人的交流を促進し、域内の連帯感・共同意識の形成を目指す。

経緯

2011年1月の第3回日中韓文化大臣会合（日本・奈良）において、日本側からその実施を提案。2012年5月の第4回日中韓文化大臣会合（中国・上海）において、3か国の大臣が2014年からの開始に同意し、同会合の成果文書である「上海行動プログラム」にその旨を記載。

都市の選定方法等

- 開催都市
開始年である2014年は、日中韓各国一都市ずつ合計3都市を選定。2015年以降は、日中韓3か国の中から毎年1都市を選定。日本国内の都市については、公募を行い2012年度末までには選定することを想定。なお、第5回日中韓文化大臣会合（韓国・時期未定）にて最終決定し、発表する予定。
- 実施時期 2014年の文化都市については、2014年1月～12月を想定。

事業内容案

（記載内容は、あくまで文化庁案であり、最終的に中国・韓国との調整、選定された都市の意見を踏まえ決定）

- オープニングイベント
- クロージングイベント
- 中核（コア）期間
大型文化芸術イベントの集中的な実施期間
- 年間を通じて実施するプログラム
中韓の芸術家が滞在創作を行うアーティスト・イン・レジデンス
市民が企画・参加する文化芸術イベント
地元芸術団体等が中心となり実施する展覧会、舞台芸術公演 等

実施スケジュール(イメージ)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		オープニング イベント						中核(コア)期間			クロージング イベント
中韓の芸術家が日本に滞在し制作を行うアーティスト・イン・レジデンス											
年齢・性別等を問わず多様な市民が企画・参加をする各種プログラム											
地元芸術団体等が中心となって実施し、まちに広がる美術展や音楽、舞台芸術公演											
青少年の交流を促進する事業											